

兵庫県公報

平成21年8月4日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 母子及び寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（児童課）……………	1

公布された法令のあらまし

- 母子及び寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（規則第49号）
母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正に伴い、母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けを受ける場合における保証人の有無を明らかにすることができるようにする等所要の整備を行うこととした。

規 則

母子及び寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年8月4日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第49号

母子及び寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則（昭和57年兵庫県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、その者」を「又はその者」に改め、「又は連帯保証人（政令第9条第1項に規定する保証人をいう。以下同じ。）」を削り、同条第2項第1号中「又は寄附行為」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、その申請に係る母子福祉資金の貸付けについて連帯保証人（政令第8条第4項又は第9条第1項に規定する保証人をいう。以下この章において同じ。）を立てるときは、前2項に掲げる書類のほか、当該連帯保証人に給与所得があるときは給与証明書（様式第2号）を、その他の所得があるときは市町民税決定証明書（様式第3号）を、それぞれ添付しなければならない。

第4条第1項中「連帯保証人に係る印鑑証明書を添付した」を削り、同条第2項中「以下」の右に「この章において」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、その申請に係る母子福祉資金の貸付けについて連帯保証人を立てるときは、当該連帯保証人に係る印鑑証明書を添付しなければならない。

第6条第1項中「又は連帯保証人」を「、連帯保証人、連帯借主（政令第9条第3項に規定する借主をいう。以下この章において同じ。）又は団体連帯借主」に改める。

第17条第1項第3号中「（政令第9条第3項に規定する借主をいう。以下同じ。）」を削る。

第18条第1項第2号中「、その者」を「又はその者」に改め、「又は連帯保証人」を削り、同条第2項第1号中「又は寄附行為」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、その申請に係る寡婦福祉資金の貸付けについて連帯保証人（政令第37条第2項において準用する政令第8条第4項又は政令第38条において準用する政令第9条第1項に規定する保証人をいう。以下この章において同じ。）を立てるときは、前2項に掲げる書類のほか、当該連帯保証人に給与所得があるときは給与証明書（様式第2号）を、その他の所得があるときは市町民税決定証明書（様式第3号）を、それぞれ添付しなければならない。

第20条第1項中「連帯保証人に係る印鑑証明書を添付した」を削り、同条第2項中「団体連帯借主」の右に「（政令第38条において準用する政令第9条第4項に規定する借主をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、その申請に係る寡婦福祉資金の貸付けについて連帯保証人を立てるときは、当該連帯保証人に係る印鑑証明書を添付しなければならない。

第22条第1項中「又は連帯保証人」を「、連帯保証人、連帯借主（政令第38条において準用する政令第9条第3項に規定する借主をいう。以下この章において同じ。）又は団体連帯借主」に改める。

様式第1号注中7を8とし、6の次に次のように加える。

7 連帯保証人の欄及び保証書は、連帯保証人を立てるときにのみ記入してください。

様式第13号中「殿」を「様」に、

「

償 還 計 画	償 還 年 次	償 還 金 充 当 財 源 の 調 達 方 法
	1 (昭和 年)	
	2 (昭和 年)	
	3 (昭和 年)	
	4 (昭和 年)	

」

を

「

償 還 計 画	償 還 年 次	償 還 金 充 当 財 源 の 調 達 方 法
	1 (年)	
	2 (年)	
	3 (年)	
	4 (年)	
連 帯 保 証 人	氏 名	月 収 円
	生年月日	住 所
	申請者との関係	本籍地 〔 都道府県名 〕 〔 のみ 記 入 〕

保 証 書

年 月 日

兵庫県知事 様

(住所) _____

連帯保証人

(氏名) _____ ㊟

上記 の申請に係る資金の借入れについて、連帯保証人として債務を保証することを約します。

注 連帯保証人の欄及び保証書は、連帯保証人を立てるときにのみ記入してください。

」

に改める。

様式第18号(表)の部中「3パーセント」を「1.5パーセント」に改め、同様式(裏)の部中「一に」を「い
ずれかに」に改める。

様式第19号(表)の部中

「

年 5パーセント

」

を

「

年 1.5パーセント	無 利 子
------------	-------

」

に、

「

	④
--	---

」

注 1 団体連帯借主については、理事全員の住所氏名を記入の上、押印してください。

を

「

	④
--	---

上記の記載事項について、連帯保証人として債務を保証することを約します。

住所 _____

連帯保証人

氏名 _____ ④

」

注 1 団体連帯借主については、理事全員の住所及び氏名を記入の上、押印してください。

に改め、同様式（裏）の部中「一に」を「いずれかに」に改める。

様式第22号中「(借受人・連帯借主・連帯保証人)」を「(借受人・連帯保証人・連帯借主・団体連帯借主)」

に、

{	借 受 人	}	を	{	借 受 人	}	に改める。
	連 帯 借 主				連 帯 保 証 人		
	連 帯 保 証 人				連 帯 借 主		
					団 体 連 帯 借 主		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の母子及び寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の規定は、平成21年6月5日以後の申請に係る母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。